

① ~~製造所~~ 一般取扱所 構造設備明細書

②	事業の概要	一般産業用機械・装置の製造						
③	危険物の取扱作業の内容	各種工作機械、試験用機器の作動油として危険物(第4石油類)を使用する。						
④	製造所(一般取扱所)の敷地面積	15,000 m ²						
⑤	建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	500 m ²	延べ面積	500 m ²	
		壁	延焼の恐れのある外壁	ALC(耐火構造)	柱	鉄骨(不燃材料)	床	鉄筋コンクリート(耐火構造)
			その他の壁	ALC(耐火構造)	はり	鉄骨(不燃材料)	屋根	波型スレート(不燃材料)
		窓	網入ガラス(防火設備)	出入口	鉄製(特定防火設備/自閉式)		階段	—
⑥	建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造	階数	—	建築面積	—	延べ面積	—	
		建築物の構造概要		—				
⑦	製造設備(取扱)の概要	A社製 高圧ポンプ試験用設備 1基 B社製 プラノミラー等の工作機械 3基 C社製 大型旋盤機 2基						
⑧	令第9条第1項第20号のタンクの概要	油圧源装置 (1,500 l) 1基 高圧試験設備 (3,000 l) 2基						
⑨	配管	SGP 防錆塗料 (JIS G3452)		⑩	加圧設備	—		
⑪	加熱設備	—		⑫	乾燥設備	—		
⑬	貯留設備	側溝、ためます		⑭	電気設備	電気設備の技術基準による		
⑮	換気、排出の設備	強制換気設備 5基		⑯	静電気除去設備	—		
⑰	避雷設備	突針(保護レベルI)		⑱	警報設備	自動火災報知設備		
⑲	消火設備	第4種 粉末ABC消火器 50型 2台 第5種 粉末ABC消火器 10型 3本						
⑳	工事請負者住所氏名	千葉県富津市下飯野 2509 番地 1 危険物保安推進株式会社 責任者 富津 危太郎 電話 0439-88-6405						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第9条第1項第20号のタンクにあっては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

① ~~製造所~~ 構造設備明細書
一般取扱所

②	事業の概要	ホテル業						
③	危険物の取扱作業の内容	建築物の1階部分にボイラーを設置し、地下タンク（5,000ℓ）から送油された灯油を燃料として消費する。						
④	製造所（一般取扱所）の敷地面積	1,500 m ²						
⑤	建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	100 m ²	延べ面積	100 m ²	
		壁	延焼の恐れのある外壁	鉄筋コンクリート（耐火構造）	柱	鉄筋コンクリート（耐火構造）	床	鉄筋コンクリート（耐火構造）
			その他の壁	鉄筋コンクリート（耐火構造）	はり	鉄筋コンクリート（耐火構造）	屋根	鉄筋コンクリート（耐火構造）
		窓	—	出入口	鉄製（特定防火設備/自閉式）	階段	—	
⑥	建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	階数	地上3階	建築面積	300 m ²	延べ面積	700 m ²	
		建築物の構造概要	壁、柱、はり：鉄筋コンクリート造 床、屋根：鉄筋コンクリートスラブ 階段：鉄筋コンクリート一体階段					
⑦	設備の概要（取扱）	A社製 C型ボイラー 2基 B社製 送油ポンプ 1基 返油ポンプ 1基						
⑧	令第9条第1項第20号のタンクの概要	燃料小出槽（1,950ℓ） 1基						
⑨	配管	地上：SGP 防錆塗料（JIS G3452） 埋設：PEL ㊦ ㊧被覆（JIS G3469）			⑩	加圧設備	—	
⑪	加熱設備	—			⑫	乾燥設備	—	
⑬	貯留設備	側溝、ためます			⑭	電気設備	電気設備の技術基準による	
⑮	換気、排出の設備	自動強制換気設備 1基			⑯	静電気除去設備	アース	
⑰	避雷設備	突針（保護レベルⅠ）			⑱	警報設備	自動火災報知設備	
⑲	消火設備	第3種 粉末消火設備（全域方式） 第4種 粉末ABC消火器 50型×1 第5種 粉末ABC消火器 10型×1						
⑳	工事請負者住所氏名	千葉県富津市下飯野 2509 番地 1 危険物保安推進株式会社 責任者 富津 危太郎 電話 0439-88-6405						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

■製造所・一般取扱所 構造設備明細書記入要領■

《共通事項》

- ・該当しない欄は斜線等を記入し、該当しないことを明確にすること。
- ・所定の欄に記入できない場合は「別紙参照」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

①「(製造所・一般取扱所) 構造設備明細書」

該当する施設区分以外を二重線で抹消、又は該当する施設区分を○で囲む。

②「事業の概要」

製造所・一般取扱所（以下「製造所等」という。）が設置されている事業所の主たる事業概要を記入する。

③「危険物の取扱作業の内容」

製造所等における危険物の製造及び取扱いの概要を簡潔に記入する。

④「製造所（一般取扱所）の敷地面積」

製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入する。

⑤「建築物の構造」

製造所等の用に供する部分の構造等について、それぞれ次により記入する。

なお、工作物のみで建築物がない場合は「延べ面積」を「敷地面積」と訂正し、製造所等が設置されている部分の面積を記入し、その他の欄は斜線等で抹消する。

【建築物全体が製造所等の用に供される場合】

ア「階数」

当該建築物について、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第1項第8号の規定による階数を記入する。

イ「建築面積」

当該建築物について、建基令第2条第1項第2号の規定による面積を記入する。

ウ「延べ面積」

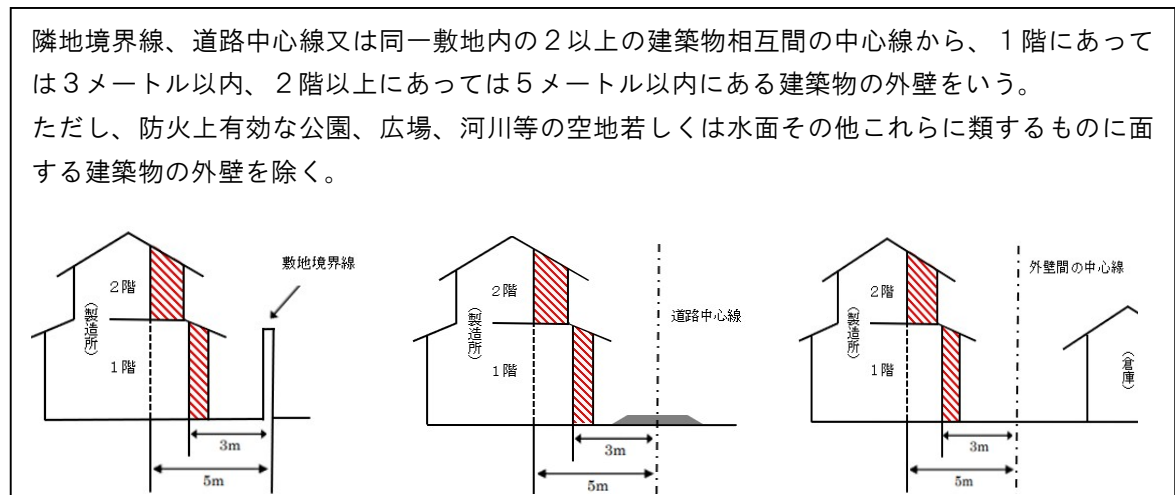
当該建築物について、建基令第2条第1項第4号の規定による面積を記入する。

エ「壁」

(ア) 延焼の恐れのある外壁

延焼のおそれのある外壁に該当する部分の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

《参考》延焼のおそれのある外壁とは



(イ) その他の壁

当該建築物について、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

オ「柱」、「床」、「はり」、「屋根」

当該建築物について、該当する部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

カ「窓」

当該建築物について、外壁に面する部分にある窓ガラスの材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）を括弧書きで記入する。

キ「出入口」

当該建築物について、外壁に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置付きである旨を括弧書きで記入する。

ク「階段」

当該建築物について、階段の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

【建築物の一部に製造所等を設ける場合】

ア「階数」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分が設置されている階数を記入する。

イ「建築面積」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分の面積を記入する。

ただし、複数の階にわたる場合は、各階における製造所等の用に供する部分の面積を記入する。

ウ「延べ面積」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分の合計面積を記入する。

エ「壁」

(ア) 延焼のおそれのある外壁 ※上記⑤〔建築物全体が製造所等の用に供される場合〕エ(ア)参照

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分にある該当する外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

(イ) その他の壁

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分にある延焼のおそれのある外壁以外の外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

オ「柱」、「床」、「はり」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分にある該当部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

カ「屋根」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分にある屋根の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

なお、上階（他用途部分）を有する場合は、上階の床について記入する。

キ「窓」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分にある窓ガラスの材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）を括弧書きで記入する。

ク「出入口」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置付きである旨を括弧書きで記入する。

ケ「階段」

建築物全体のうち、製造所等の用に供する部分にある階段の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

⑥「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」

製造所等が設置される建築物全体の構造等を記入する。

なお【建築物全体が製造所等の用に供される場合】は、斜線等で抹消する。

ア「階数」

建築物全体の建基令第2条第1項第8号の規定による階数を記入する。

イ「建築面積」

建築物全体の建基令第2条第1項第2号の規定による面積を記入する。

ウ「延べ面積」

建築物全体の建基令第2条第1項第4号の規定による面積を記入する。

エ「建築物の構造概要」

建築物全体の建築基準法第2条第5号の規定による主要構造部の構造概要を記入する。

⑦「製造（取扱）設備の概要」

製造所等に設置される設備のうち、危険物を製造又は取り扱う設備で、次に掲げるものを記入する。

ただし、危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）第9条第1項20号の規定によるタンク（以下「20号タンク」という。）は除く。

ア 蒸留塔、分留塔、反応塔その他これらに類する設備の設置数

イ 反応槽（反応釜）、攪拌槽、焼き入れ槽、溶解槽その他これらに類する設備の容量及び設置数

ウ 熱交換器、凝縮器、蒸発器、濾過器その他これらに類する設備の設置数

エ 危険物を取り扱うポンプの設置数

オ ボイラー、バーナー、発電機、油圧機械、加熱炉その他これらに類する設備の設置数

カ 油圧機械、工作機械その他これらに類する設備の設置数

キ 危険物の充填設備（ローディングアームを含む。）、詰替え設備その他これらに類する設備の設置数

ク 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する設備の設置数

ケ その他危険物を取り扱う設備の設置数

⑧「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」

製造所等に設置される20号タンクの容量及び設置数を記入する。

また、当該タンクが屋外にある場合は、併せて防油堤の構造及び容量を記入する。

なお、20号タンクはそれぞれ別途構造設備明細書（様式第4のハ、第4のニ、第4のホ）を添付する。

⑨「配管」

製造所等に設置される配管について、地上配管と埋設配管に分け、それぞれ材質及び外面保護方法を記入し、JIS規格番号を括弧書きで記入する。

⑩「加圧設備」

加圧設備とは、設備機器、タンク、配管内の危険物に外部から圧力を加える設備又は反応等によ

り容器内部の圧力が高くなる設備をいい、当該欄には加圧する設備名、設置数、加圧する物質名、圧力及び加圧される危険物の化学名又は通称名を記入する。

なお、正圧で5キロパスカルを超えない設備は該当しない。

<記入例>

【20号タンクの重油を窒素で50キロパスカルまで加圧する場合】
20号タンク ○基（窒素 50kPa 重油）と記入する。

⑪「加熱設備」

加熱設備とは、危険物を直接又は間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には加熱する設備名、設置数、加熱媒体、最高加熱温度及び加熱される危険物の化学名又は通称名を記入する。

<記入例>

【オイルヒーターで重油を100℃まで蒸気加熱する場合】
オイルヒーター ○基（蒸気 100℃ 重油）と記入する。

⑫「乾燥設備」

乾燥設備とは、危険物を乾燥又は蒸発（以下「乾燥」という。）させる設備をいい、当該欄には乾燥に用いる設備名、設置数及び乾燥される危険物を記入する。

<記入例>

【ドラム式乾燥機でエタノールを乾燥させる場合】
ドラム式乾燥機 ○基（エタノール）と記入する。

⑬「貯留設備」

当該製造所等に設置される、ためます、油分離槽、流出防止措置（側溝、囲い等）を記入する。

⑭「電気設備」

電気設備の種類、防爆構造の種別及び設置数を記入する。

ただし、電気設備が多岐にわたる場合は〔電気設備の技術基準による〕と記入することができる。

⑮「換気、排出の設備」

換気、排出の設備に分類し、種別及び設置数を記入する。

《参考》

換気設備	[役割]	室内の空気を有効に置換し、室温を上昇させないための設備をいう。
	[種別]	自然換気：給気口と換気口により構成される。 強制換気：給気口と回転式又は固定式ベンチレーター等により構成される。 自動強制換気：給気口と自動強制排風機により構成される。
排出設備	[役割]	建築物内で、引火点 40℃未満の危険物又は引火点以上の温度状態若しくは可燃性微粉を大気にさらす状態で取り扱う場合に、その蒸気又は微粉を屋外の高所へ強制的に排出する設備をいう。
	[種別]	強制排出：回転式ベンチレーター、排出ダクト、フード等により構成される。 自動強制排出：自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成される。

⑯「静電気除去設備」

静電気除去設備とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、電気設備の技術基準の解釈に規定する接地工事の種類〔D種接地工事等〕又は〔アース〕と記入する。

⑰「避雷設備」

JIS A 4201 で示される受雷部システム（突針、水平導体、メッシュ導体）及び保護レベルを記入する。

なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該製造所等に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。

⑱「警報設備」

危険物の規制に関する規則第 37 条の規定による警報設備のうち、該当するものを記入する。

《参考》

警報設備（危規則第 37 条）
自動火災報知設備
消防機関に報知ができる電話
非常ベル装置
拡声装置
警鐘

⑲「消火設備」

危政令別表第 5 の規定による消火設備の区分（第 1 種～第 5 種）、設備名等及び設置数を記入する。

《参考》

区分	設備名
第 1 種消火設備	屋内消火栓 屋外消火栓
第 2 種消火設備	スプリンクラー設備
第 3 種消火設備	水蒸気消火設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
第 4 種消火設備	大型消火器
第 5 種消火設備	小型消火器・乾燥砂・膨張ひる石・ 膨張真珠岩・水バケツ・水槽

⑳「工事請負者住所氏名」

工事請負者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名及び当該工事の責任者名）及び電話番号を記入する。